

事 務 連 絡
集 団 指 導 資 料

各位

那須塩原市保健福祉部
高齢福祉課介護認定係

那須塩原市軽度者福祉用具貸与費の例外給付の取扱要領の一部変更のお知らせ及び
情報共有について

【那須塩原市軽度者福祉用具貸与費の例外給付の取扱要領の一部変更のお知らせ】

那須塩原市軽度者福祉用具貸与費の例外給付の取扱要領の一部を変更しましたので、お知らせいたします。

この一部変更により、例外給付の取扱自体に変更があるわけではございませんが、令和5年4月1日から適用になりますので、確認申請書を提出される際は、新しい様式で御提出くださるようお願いいたします。

《変更箇所及びその理由》・・・別添の要領及び様式に黄色マーカーをしております。

①「及び」から「かつ」へ文言修正

変更理由：平成12年3月1日労企第36号に合わせて修正する

②年号の削除

③性別欄の削除

変更理由：令和4年3月31日厚生労働省第56号の性別の記載欄が削除されたことに合わせて削除する

④要介護度の追加

変更理由：自動排泄処理装置の対象者は、要介護2及び要介護3の人も含まれるため、要介護度欄に要介護2及び要介護3を追加する

【情報共有】

No.1)

例外給付の判断基準③に該当する人については、必ず確認申請書と必要書類の提出が必要です。
確認申請書等の提出が不要と思っていた事業所やケアマネジャーの方が数名いらっしゃったので、
情報共有させていただきます。

例)

- ・ 医学的所見の確認書類さえあれば、市へ確認申請書の提出は行わなくてよいと思っていた。
→医学的所見は、あくまで必要書類の一つですので、確認申請書の提出が必要です。取扱
の御確認をお願いします。

No.2)

例外給付の判断基準2に該当する人については、必ずケアプラン等の提出が必要です。